

(案)

地独評委第 号
令和7年1月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 山口 瞬

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）に係る第4期中期計画について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第2条第1号の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき令和6年12月 日付け総医第 号で法人から知事に対し申請のあった中期計画については、認可することが適当である。

(案)

地独評委第 号の2

令和7年1月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 山口 瞬

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）に係る第4期中期計画について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第2条第1号の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき令和6年12月 日付け多病第 号で法人から知事に対し申請のあった中期計画については、認可することが適当である。

(案)

地独評委第 号の3

令和7年1月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 山口 瞬

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）に係る第4期中期計画について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第2条第1号の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき令和6年12月 日付け下病第 号で法人から知事に対し申請のあった中期計画については、認可することが適当である。